

次世代の総合的な交通体系検討会運営要綱

制 定 平成 23 年 11 月 15 日都交第 7 8 6 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、次世代の総合的な交通体系検討会（以下「検討会」という。）の運営に必要な基本事項を定める。

（検討会の目的）

第 2 条 都市整備局長は、次に掲げる事項について検討会の委員に助言を求める。

- (1) 鉄道整備の必要性や効果の検証、採算性確保策の検討に関する事
- (2) 将来の交通ネットワークのあり方に関する事
- (3) 次世代の総合的な交通体系を検討するために実施する調査研究等に関する事

（構成）

第 3 条 検討会の委員は 15 人程度とする。

2 検討会の委員は、以下の者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 神奈川県及び本市職員
- (3) 前項に掲げる者のほか、運営上必要と認めるものを委員として加えることができる。

3 都市整備局長は、必要に応じオブザーバーを置くことができる。

4 オブザーバーは、検討会が開催する会議に出席するものとする。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、平成 23 年 11 月 21 日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第 5 条 検討会の会議は、都市整備局長が招集する。

2 会議の司会進行を行うため、議長 1 名を置く。

3 議長に事故があるとき、または議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代理する。

（ワーキングチーム）

第 6 条 都市整備局長は、具体的な調整・検討を行うため、ワーキングチームを置くことができる。

2 ワーキングチームの運営に関する必要事項は、都市整備局長が別に定める。

（分科会）

第 7 条 都市整備局長は、専門分野の検討を行うため、分科会を置くことができる。

2 分科会の運営に関する必要事項は、都市整備局長が別に定める。

(意見の聴取等)

第8条 都市整備局長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、都市整備局都市交通部都市交通課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、都市整備局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年11月15日から施行する。